

介護報酬改定関係Q&A【地域密着型サービス関係】

2009/3/18

	サービス種別	タイトル	質問	回答
1	グループホーム	若年性認知症利用者受入加算について	若年性認知症利用者の定義は。	介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって介護保険法第7条第3項に規定するよう要介護者となった者をいう。(単位数表2の注6) 認知症対応型通所介護、地域密着型特別養護老人ホーム(単位数表6注10)も同様。
2	グループホーム	若年性認知症利用者受入加算について	若年性認知症利用者であることの確認は何によるのか。また、受け入れ後の医師による診断は必要なのか。	本加算の対象となるのは、初老期における認知症により要介護・要支援の認定を受けた第2号被保険者であることから、当初認定を受けた際の主治医意見書等による確認が必要であり、その手続きは「名古屋市介護保険の要介護認定等に係る情報提供制度要綱」による。 なお、受け入れ後の医師による診断は、加算の算定要件としては求められていない。 認知症対応型通所介護、地域密着型特別養護老人ホームも同様。
3	共通 (特定除く)	サービス提供体制強化加算における添付資料について	平成21年4月からサービス提供体制強化加算を算定する場合、勤務実績を挙証するための「サービス提供体制強化加算算定用勤務表」は、平成20年12月分、平成21年1月分、平成21年2月分の3月分の添付が必要なのか。	平成21年4月から加算を算定する場合においては、平成20年12月分、平成21年1月分、平成21年2月分の3月分の「サービス提供体制強化加算算定用勤務表」の添付が必要となる。 ただし、グループホーム及び地域密着型特別養護老人ホームにおいて、平成21年4月1日に届出し、同月から当該加算を算定する場合には、申請日の属する月の前3月分として平成21年1月、2月及び3月の3月分の「サービス提供体制強化加算算定用勤務表」を添付することとなる。

上記3点については、3月19日付けのQ&Aにて修正がされておりますので、そちらをご参照ください。

4	グループホーム	サービス提供体制強化加算等における介護福祉士の資格認定について	介護福祉士の資格を取得している者とは、介護福祉士試験に合格したことをもって足りるのか、届出の際に登録証が必要か。	介護福祉士試験に合格し介護福祉士となる資格を有する者が、介護福祉士となるには、所定の事項について登録を受けなければならない(社会福祉士及び介護福祉士法第42条)とされていることから、登録を受けていることが必要であり、加算の届出の際に、届出月の前月末日時点で登録を受けていたことを証する書類の提出が必要である。 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特別養護老人ホームも同様。
---	---------	---------------------------------	--	---

介護報酬改定関係Q & A【地域密着型サービス関係】

2009/3/18

	サービス種別	タイトル	質問	回答
5	グループホーム	認知症専門ケア加算について	ユニット毎に算定することは可能なのか。	<p>算定要件において、事業所における利用者の総数のうち、対象者(日常生活自立度のランク、又はMに該当する利用者)の占める割合が2分の1以上であることが必要とされていることから、事業所単位で要件に適合することが必要であり、ユニット毎に算定することはできない。(厚生労働大臣が定める基準24)。</p> <p>なお、本加算は、要件に適合する事業所の利用者のうち、要件に適合する対象者について算定できるものであることに留意すること。地域密着型特別養護老人ホームも同様。</p>
6	グループホーム	認知症専門ケア加算について	「当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること」とあるが、どの程度の資料の提出が必要か。議事録のみでよいのか、全ての参考資料の提出が必要か。	<p>加算の届出の際には、会議に関する事業所の取り組み方針(様式任意)を提出すること。会議を行うごとに報告したり記録を提出したりする必要はないが、事業所において記録を整備し、保管すること。</p> <p>なお、実地指導等の機会に加算体制について確認することとしているので、留意すること。</p>
7	共通 (特定除く)	サービス提供体制強化加算における添付資料について	サービス提供体制強化加算に関する届出に際して、勤務実績を拳証するため「サービス提供体制強化加算算定用勤務表」を作成する必要があるが、これとは別に別紙4「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の添付も必要か。	<p>サービス提供体制強化加算用勤務表の添付のみで足りる。ただし、他の加算等と併せて届出をする場合には、必要に応じて添付が必要である。</p> <p>* 13日会議資料の訂正をお願いします。</p>
8	共通 (特定除く)	届出済みの加算に関する届出について	新たに加算を算定するに際して、既に算定する加算についても改めて届出が必要なのか。	<p>今回届出を必要とするのは、介護報酬の改定により新たに設けられた加算に関する届出であり、既に算定する加算について改めて届出を必要とするものではない。</p> <p>なお、今回設けられた加算を算定すると同時に、既設の加算の算定を開始する場合には、当然、届出が必要となるものである。</p>
9	地域密着型特別養護老人ホーム	サービス提供体制強化加算における常勤換算について	職員の割合を算出する際の常勤換算において、常勤職員は1名(常勤職員の勤務すべき時間数)として計算するのか、実際に勤務した時間数で計算するのか。	<p>当該加算算定にあたり、職員の割合を算出する際には、実際に勤務した時間数により勤務延時間数を算出して常勤換算を行う。</p> <p>なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすることに留意すること。</p> <p>他のサービス種別におけるサービス提供体制強化加算においても同様。</p>